

件名	愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
主管課	公営企業管理局総務課
根拠法令等	地方公営企業法第4条 医療法施行令第3条の2
<p>【改正の概要】</p> <p>県立病院の診療科目名称の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県立中央病院（神経内科→脳神経内科） ○県立中央病院、県立今治病院、県立南宇和病院、県立新居浜病院（耳鼻いんこう科→耳鼻咽喉科） <p>〔改正条例〕</p> <p>愛媛県公営企業の設置等に関する条例</p> <p>〔改正理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「神経内科」から「脳神経内科」へ標榜科名が変更されたことに伴うもの ○「いんこう」の文字を漢字表記化することに伴うもの 	
施行日	平成31年4月1日
<p>【その他参考事項】</p>	